

## 日本・ジョージア外相共同プレス・ステートメント

1. 岸田文雄日本国外務大臣とミハイル・ジャネリゼ・ジョージア外務大臣は、2017年5月30日から6月5日までのジャネリゼ大臣の訪日の機会をとらえ、6月2日、東京において外相会談を行い、幅広い議題につき意見交換を行った。

2. 双方は、2014年10月にマルクヴェラシヴィリ大統領が訪日した際に発出された「日本国とジョージアとの間の「平和と民主主義への連帯」に関する共同声明」を想起しつつ、両国関係のこれまでの成果を振り返り、今後の方向性について意見を交換した。

3. 双方は、本年が日・ジョージア外交関係樹立25周年であることを想起し、友好的な両国関係を多くの分野で更に発展させていくとの認識を共有した。双方は、両国民間の相互理解を深めるため、様々な分野において交流を拡大する意図を確認した。

4. 双方は、民主主義、自由、人権、法の支配といった普遍的価値の共有が両国関係の重要な基盤であることを再確認し、この上に両国関係を更に発展させていくとの意思を表明した。

5. 双方は、近年両国政府間で行われている活発な対話に満足の意を表し、両国関係の裾野を広げるべく対話を一層促進させる意図を表明した。この関連で、双方は、日本国とジョージアとの間の最近のハイレベルの往来を歓迎した。ジョージア外務大臣は、日本国外務大臣に対し、ジョージアを訪問するよう招待した。

6. 日本側は、ジョージアと欧州連合(EU)との間の深化した包括的な自由貿易地域(DCFTA)を含む連合協定に示される同国の欧州市場への統合がジョージアの一層の発展につながることへの期待を表明した。また、日本側は、日本企業からの対ジョージア投資の増加と多様化に貢献するジョージアの良好なビジネス環境を評価した。

7. 双方は、自由で開かれた国際秩序の確保及び地域連結性強化の重要性を強調しつつ、エネルギー資源等を欧州等の地域に向け西方に輸送する回廊となるジョージアの地理的重要性を再確認した。この関連で、双方は、国際社会の連結性強化のための取組が国際社会の安定と繁栄に資するためには、港湾等のインフラの開放性の確保等の国際スタンダードに適合的であるべきことを強調した。

8. 双方は、日本の経済協力がジョージアの安定と発展に寄与し、両国関係の強化に果たしている役割を評価した。ジョージア側は、国際協力機構(JICA)支所の開設を歓迎した。

9. 双方は、二国間投資協定交渉の開始を歓迎するとともに、同協定が二国間経済関係の強

化に資することに期待を表明した。

10. ジョージア側は、日本が、両国間のビジネス関係の強化及び人的交流の更なる拡大を目的として、ジョージア国民に対する査証緩和措置を発表したことを歓迎した。

11. 双方は、貿易及び投資を促進するとともに、日本の経験を共有することを通じ、技術及びイノベーションの分野を含む経済関係を深化させる可能性について議論した。

12. 双方は、ジョージアの被占領地域であるアブハジア及びツヒンヴァリ地域/南オセチアにおける紛争が、ジョージアの主権及び領土一体性の原則に基づき平和的に解決されることが、同国及びより広い地域の平和と安定にとって不可欠であるとの認識を共有した。双方は、2008年8月12日の停戦合意の実施及びジュネーヴ国際会合の具体的進展の必要性を強調した。双方は、ジョージアの地域の占領の問題を解決することを目的とする国際的な取組の重要性を強調した。

13. 双方は、民族にかかわらずジョージアのアブハジア及びツヒンヴァリ地域/南オセチアからの国内避難民や難民の権利、まず第一に、国際連合の安全保障理事会及び総会の決議に従い、安全に、かつ尊厳を持って出身地へ帰還する権利の重要性を認識した。

14. ジョージア側は、第二次世界大戦後の70年にわたる国際社会の平和維持のための日本の努力を指摘しつつ、日本が戦後一貫して平和国家としての道を歩んできたことを高く評価した。これに関連して日本側は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の政策及びその具体的実践のため昨年3月に施行された「平和安全法制」の下、世界の平和、安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していくとの日本の決意を確認した。ジョージア側は、北大西洋条約機構（NATO）及びEUへの統合政策を再確認し、アフガニスタンにおける確固たる支援任務並びに中央アフリカ共和国及びマリにおけるEU主導の危機管理作戦への参加等を通じて国際の平和に貢献するとの決意を強調した。双方は、それぞれの取組への支持を表明するとともに、国際社会の平和、安定及び繁栄のため、一層積極的な役割を果たしていく意思を再確認した。

15. 双方は、威嚇、強制又は力によって緊張を高めるいかなる一方的な試みにも反対した。双方は、国際社会の平和と安定の維持のための措置を法の支配の原則に基づいて講じることが重要であり、それが両国の共通の利益であるという認識で一致した。

16. 双方は、21世紀の国際社会の現実を反映するため、国連安保理の代表性、効率性及び透明性をより向上させ、またその実効性、正統性及び安保理の決定の実行を強化させる必要性を強調した。その観点から、双方は、ニューヨークでの政府間の交渉において緊密に協力する必要性を強調した。日本側は、日本の国連安保理常任理事国入りへのジョージアの変

わらぬ支持に謝意を表明した。

17. 双方は、海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）を含む国際法の諸原則に従い、航行及び上空飛行の自由を遵守することへのコミットメントを確認した。双方は、いかなる国家間の紛争や不一致も、普遍的に認められた国際法の諸原則に基づき、既存の外交チャネル及び法的メカニズムを通じて平和的手段のみによって解決されるべきであることを一貫して主張する。

18. 双方は、北朝鮮の核兵器及び弾道ミサイル開発の継続を最も強い表現で非難した。双方は、関連する全ての国連安保理決議の持続的かつ包括的な履行の重要性を再確認するとともに、北朝鮮に対し、いかなる挑発行動も自制し、関連する全ての国連安保理決議及び六者会合共同声明を完全に遵守するよう強く求めた。また、双方は、北朝鮮に対し、拉致問題の即時解決を強く求めた。

19. 双方は、「核兵器のない世界」という目標を共有し、核兵器国と非核兵器国が協力して現実的かつ実践的な取組を積み重ねていくことが重要であるとの認識で一致した。その上で、双方は核兵器の不拡散に関する条約（NPT）を中心に据えた核軍縮・不拡散体制の強化を通じて引き続き協力していくことを再確認した。